

浜松市 パートナーシップ宣誓制度

浜松市は、一人一人が持つ特性の違いや性の多様性を認め合い、思いやりの心が結ぶ優しいまちの実現を目指す取組の一つとして「浜松市パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。

パートナーシップ宣誓制度とは

性的マイノリティの方や事実婚の方など、同性・異性を問わず、お互いを人生のパートナーとして認め合った二人が協力して共同生活を行うことを宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを証明する制度です。

宣誓書の受領を証明するもの

宣誓した方には「パートナーシップ宣誓書受領証」、「パートナーシップ宣誓書受領カード」を交付します。

■受領証(A4サイズ)




パートナーシップ宣誓書受領証

氏名	氏名
_____ 生年月日	_____ 生年月日
年 月 日 生	年 月 日 生
宣 誓 日	【 第 号 】
年 月 日	

浜松市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領しました。

年 月 日
浜松市長 

■受領カード(運転免許証サイズ)




パートナーシップ宣誓書受領カード

浜松市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領しました。

宣 誓 日 年 月 日 【 第 号 】

宣 誓 者 [本人] [パ ー ト ナ ー]

(年 月 日生) (年 月 日生)

年 月 日 浜松市長 

受領証・受領カードへの氏名の記載については、次の3つのパターンがあります。

- 戸籍名のみ
- 通称名のみ
- 通称名と戸籍名の併記

宣誓の対象となる人

- 成年に達していること(満20歳以上の人)
- 少なくともどちらか1人が浜松市民であること(転入予定を含む)
- 配偶者がいないこと
- 宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと
- 宣誓者同士が近親者でないこと

市民・事業者の皆様へのお願い

本制度の対象となる方々は、「家族なら利用できる会社の福利厚生が使えない」、「パートナーが病気等で入院したときに家族としての扱いを受けることができない」、「同性カップルだと住宅が借りづらい」など、生きていくうえで様々な困難に直面しています。また、二人の関係を対外的に証明できないことでの生きづらさがあります。本制度は、法律上の効果(婚姻や財産の相続、税金の控除等)が生じるものではありませんが、宣誓されたお二人のパートナーシップの関係を尊重し、浜松市として応援するものです。この趣旨を十分にご理解いただき、本制度利用者が婚姻している方々と同じサービス・対応などを受けることができる社会が実現するよう、ご協力をお願いします。

浜松市パートナーシップ宣誓制度のイメージ図



【お問い合わせ先】

浜松市 市民部 UD・男女共同参画課
浜松市中区元城町103番地の2
【TEL】053-457-2364 【FAX】053-457-2750
【Eメール】ud@city.hamamatsu.shizuoka.jp

手続き方法や必要書類など、制度に関する
詳細は市ホームページをご覧ください。
浜松市公式WEBサイト

パートナーシップ宣誓制度

検索

